

平成29年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

**第1問** 次の文章は、ある法律用語の説明である。その用語とは何か。(各4点×10問)

- (1) 代理権がないにもかかわらず、代理行為を行った者に代理権があるかのような外観があるため、代理行為の相手方(第三者)が代理権があると誤信して取引をした場合に、代理権があったのと同様に取り扱い、本人に対して効力を生じさせる制度
- (2) 消費者と事業者間の情報の質・量、交渉力の格差を考慮して、契約内容の適正化を目的として、平成12年に制定された法律
- (3) 占有者が占有を奪われたときに、その占有を奪った者に対し、その物の返還及び損害の賠償を求める訴えのこと
- (4) 動産に対して、労力を加え、別の新たな物を製作すること
- (5) 強制執行の一つで、作為債務については、債権者が、債務者に代わって債務の内容を実現し、また、不作為債務については、違反の結果を除去して、それらの費用を債務者に負担させる方法
- (6) 保証人が債権者から債務の履行を求められたときに、保証人が、債権者に対して、先に主たる債務者の財産から執行するように求める権利のこと
- (7) 契約の相手方となる者に契約の申込みをさせようとする意思の通知
- (8) 判例は、民法722条2項の過失相殺をするためには、不法行為の被害者に責任能力がなくても、自分の行為の是非善悪を理解できる能力が備わっていればよいとしている。この過失相殺能力として被害者に必要とされる能力のこと
- (9) 女性が前婚の解消又は前婚の取消しの日以後、結婚することができない一定の期間(100日間)のこと
- (10) 相続権がないのに相続人と称して相続財産を占有・管理している場合に、真正の相続人からその者に対して相続財産の返還を請求する権利のこと

**第2問** 次の問題について、解答用紙に10行以内で解答しなさい。(40点)

- (1) 貸金債権の消滅時効期間が経過した後に、債務者が債権者に対し一部弁済や弁済猶予を求めるなどした場合、どのようなことが問題となるか。判例の考え方及び結論を述べなさい。  
〔配点20点〕
- (2) 民法典上の担保物権に共通して認められる性質(通有性)のうち、留置権にだけ認められていないものは何か。どうして留置権にはそれが認められないのかについて、その性質が他の担保物権に認められている趣旨から説明しなさい。〔配点20点〕

**第3問** (40点)

Aは、Bとの間で、Aが所有して資材置き場や駐車場として利用している甲土地を2000万円で売却する旨の売買契約を締結した。その際、土地の引渡しと移転登記手続及び代金支払いは契約日から3か月後までに行うものとされた。ところが、この契約からほどなくして甲土地のすぐ近くに地下鉄の駅ができる計画が発表されたため、周辺の土地の価格が上昇した。Aは、Bから内金も手付も受

け取っていないことであるし、このまま契約をうやむやにできるのではないかという思いもあって、以後Bとの接触を極力避けて、甲土地上に置かれた資材や駐車車両の扱いもそのままにするなどBへ甲土地を引き渡すための準備をしないまま、契約から3か月が経過した。

他方、新しくできる地下鉄の駅周辺に商業ビルを建設しようとして、それに適切な土地を探していたCは、AとBとの契約から2か月ほどが過ぎた頃、Bが甲土地をAから買ったことを聞きつけ、Bと面会・交渉して、A・B間の売買契約の存在及びその内容を確認した上で、甲土地を2500万円で購入旨の売買契約をBとの間で締結し、手付として250万円をBに交付した。その際、Cは、移転登記は、代金全額を払った後に、A名義から直接自分名義に移転するようにしたいので、それを了承してほしいといわれ、Bはこれを了承した。250万円を受け取ったBは、すぐにAと面会し、甲土地を転売した事実及び前述の中間省略登記の件を伝え（ただし、具体的な相手の名前やその代金額は伝えていない）、代金の一部として250万円を支払おうとしたが、Aからその受領を拒否された。

Bは、Aとの契約から3か月が経過したので、Aに対して、内容証明郵便で文書を送付し、文書到達後直ちに甲土地の明渡しをすることを求めるとともに、甲土地の明渡しが5日以内にされなければ、AB間の売買契約は当然に解除し損害賠償を求める旨の通知をしたが、その後2週間が過ぎてもAからの連絡はなかった。そこで、Bは、Aに対して、Cへの転売で得られるはずであった利益（500万円）を含む損害賠償の支払いを求めた。

この場合において、次の問いに答えなさい（なお、各問いは独立しているものとする）。

（1）Bからの解除及び損害賠償請求に対して、Aは、Bとの契約をうやむやにしようとは思っていたものの、このようなBからの解除及び損害賠償請求を認めるわけにはいかないとして、次のような反論をした。すなわち、ア）甲土地には多くの建築資材や他人の車両が置かれており、5日以内に土地を明け渡すことは不可能であったし、また、条件付での解除権行使は許されないので、Bの解除は無効である。イ）それに、契約を解除したのであれば、契約は最初からなかったことになるはずで、そうすると損害賠償を払う必要もない。ウ）さらに、たとえ損害賠償を払う必要があるとしても、その損害賠償額に契約後の値上がり分やCへの転売で得られた利益を含むことは許されないなどと主張した。これらの主張について、どのように考えるべきか。関連条文及び考え方の対立があればそれを踏まえて論じなさい。〔配点20点〕

（2）その後、地下鉄の駅ができるとの計画は地元の政治家が単に主張してただけで、具体的な計画があるわけではなく、誤報であったことが判明した。そこで、Aは、これまでの対応をBに謝罪して、履行期は遅れてしまったが、当初の売買契約どおりにさせてほしいと申し述べ、Bはこれを受け入れ、Aに対する解除及び損害賠償請求を撤回した。他方で、Cは、地下鉄の計画が誤報であったので、Bとの売買契約は錯誤により無効であると主張し、Bに交付した250万円の返還を求めた。どのようなことが問題となるかを示し、Cのこの主張が認められるかを検討しなさい。また、これ以外に、CがBとの売買契約を解消する方法について検討しなさい。

〔配点20点〕

以 上